

学校いじめ防止基本方針

平成31年4月

福島県立ふたば未来学園高等学校

福島県立ふたば未来学園高等学校（以下「本校」）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものと認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、本校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定め、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

I：基本的な考え方

- 1 生徒が安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進める。
- 2 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- 3 はやしたてたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 4 いじめの問題について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員の共通理解を図る。
- 5 いじめの未然防止から対応にいたるまでの取り組みを、企画・実施する校内組織を設置する。

II：いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係にある他の生徒から、心理的または物理的な攻撃を受け（インターネットを通じて行われるものを含む。）、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものである。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

<具体的ないじめの様態（例）>

- 1 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定されることを言われる。
- 2 仲間はずれや集団による無視。
 - ・ 対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- 3 ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の生徒が技をかけられる。
- 4 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる。

- ・ 「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲などを入れられる。
- 5 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校中に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理やらされる。
 - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- 6 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログ・ツイッター等に誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャルネットワークサービス）のグループから故意に外される。

Ⅲ：いじめ防止等対策のための組織

1. 名称 「学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会」
2. 構成員
 - (ア) 学校長・副校長・教頭・事務長・各部主任・各年次主任・養護教諭・教育相談係
 - (イ) 必要に応じて関係の深い教職員、心理・福祉等に関する外部専門家、警察、弁護士等を追加する。
3. 役割
 - (ア) いじめ防止基本方針の策定
 - (イ) いじめの防止・早期発見・対処
 - (ウ) いじめに関する職員研修立案
 - (エ) いじめに関する講話立案
 - (オ) P D C Aサイクルでケースの検証、計画の見直し

Ⅳ：いじめ未然防止のための取組

- 1 学級経営の充実
 - (ア) 生徒の自発的、自主的な活動を促し、規律と活気のある集団づくりを目指す。
 - (イ) 正しい言葉遣いができる集団を育て、人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行う。
 - (ウ) ルールや規範がきちんと守られるような指導を継続する。
 - (エ) 生徒に対する受容的、共感的態度を持ちながら、改善には毅然とした指導を徹底する。
 - (オ) 被害調査や欠席・遅刻・早退の回数・理由等の掌握により生徒の実態把握に努める。
 - (カ) 学級経営のあり方を定期的に見つめなおし、見通しを持った経営に努める。
- 2 わかる授業、すべての生徒が参加、活躍できる授業
 - (ア) 生徒が積極的に参加し、存在感を感じ、活躍できる授業を目指す。
 - (イ) チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等を含む授業展開を心がける。
 - (ウ) コミュニケーション能力は日々の授業の中で当たり前前に発言したり聞いたりする姿勢から育まれることを意識した授業展開を行う。

(エ) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

3 社会体験や生活体験の充実

(ア) ふたば未来の集いは集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むためのものとし、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに思いやり、絆づくりを進めていくことができる機会にする。

(イ) クラス発表会（産業社会と人間）・文化祭などを生徒たちが挑戦する機会とし、共同作業を通して、達成感や感動、より良い人間関係の構築ができるように企画する。

4 学年集会、ロングホームルームの充実

(ア) 指導計画の中にいじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心、思いやり、生命尊重、人権意識の高揚を目指す。

(イ) 相手の存在や尊厳を認めることのできる生徒の育成を目指す。

(ウ) 少しのストレスがあっても負けず、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスをコントロールできる心を育む。

5 専門家による指導、講演会

(ア) スクールカウンセラーによる専門的な立場からの助言、指導を仰ぐ。

(イ) 専門家を招き生徒対象の講演会を開く。（ネットいじめ等）

6 保護者との連携と外部発信

(ア) ホームページや保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法を周知し、協力と情報提供等を依頼する。

(イ) いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側双方の保護者に支援や協力を願い、健全な生徒育成に向け協同する。

7 部活動の充実

(ア) より高い技能を身につけながら、校則、ルール、マナーを遵守し、自主的に行動し、心身の鍛錬に励むことを指導する。

(イ) 異年齢集団の中で礼儀作法を実践し、お互いを尊重して信頼関係を築くことを目指す。

(ウ) 生徒の責任感、連帯感を育成し、仲間との触れ合いを通して、自らを向上させる場とする。

(エ) 研究、創意工夫し、思慮深い言動ができる心豊かな生徒を育成する。

V：いじめの早期発見

(ア) 気になる変化が見られたり、遊びやふざけのようにも見える行為があった場合、必要事項をメモし、職員がいつでも共有できるようにしておく。

(イ) ささいな情報を放置したり問題ではないと判断したりせず、早期発見のため生徒観察を強化する。

① 出席をとる時に一人ひとりの顔を見て声を聞く。

② 学級日誌等を活用する。

③ 養護教諭と連携し保健室の様子を共有する。

④ 生徒の生活や健康状況を把握するための健康観察や定期的な個人面談を行う。

⑤ 相談を浮けた場合に、その思いを裏切ったり踏みにじったりすることの無いようにし、

聞いた内容は記録に残し、情報を共有する。

⑥ いじめ相談ダイヤルの周知し、職員に直接話すのをためらうような生徒に対処する。

⑦ 特別の調査等のみに依存するのではなく、普段から生徒の態度や他生徒との関わり方を観察する。

(ウ) 保護者にも協力を仰ぎ、家庭で気になる様子はないかを把握する。

VI：いじめに対する措置と対応

【いじめの対応】

いじめの発見・連絡・通報

いじめと考えられる行為を発見した場合、その場でその行為を止める
生徒や保護者から「いじめ」との相談や訴えが合った場合、真摯に傾聴する



初期対応（発見者・担任・学年主任）

速やかに関係生徒から事情を聞き、正確な実態把握を行う
聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
第三者の客観的な情報も収集する
把握内容を教頭に報告する



学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会

正確な実態把握に基づき、指導、支援体制を組む
いじめた生徒、いじめられた生徒への適切な対応を検討する
保護者への連絡、報告等を行う
心理、福祉等に関する外部専門家等との連携を図る



具体的な対応

担任だけでなく学年主任や生徒指導部との連携を図り適切な対応を行う
いじめられた生徒を守り通すことを伝え、安全を確保する
知らせてくれた生徒にも被害が及ぶことがないように配慮する
いじめた生徒に、いじめは人格を傷つけ生命をも脅かす行為であることを認識させる
いじめた生徒の抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
学級や学年、学校全体でもいじめ根絶のための指導を行う
報告書を作り学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会に報告する



学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会

総合的な取り組みの効果を検証し改善策を講じる

【重大事態の対応】

○重大事態とは

(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・ 生徒が自殺を企てた場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合

○重大事態の報告

(1) 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

○重大事態の調査

(1) 重大事態が発生した場合には、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設けて調査する。

(2) 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全生徒や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、「学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会」に速やかに提出する。その際には、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう十分に配慮する。

(3) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際は、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

VII：いじめ防止年間計画

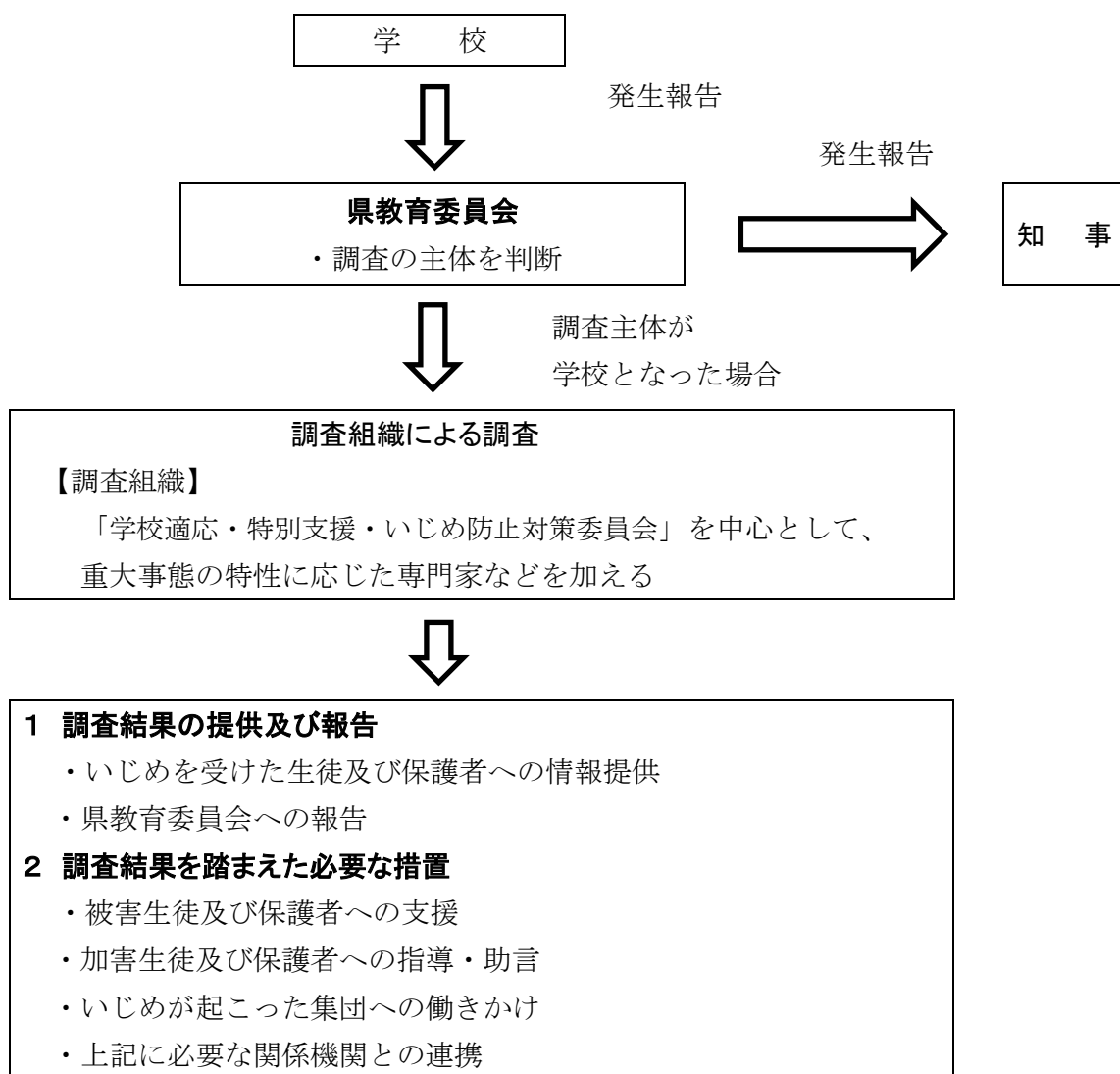
月	生徒指導計画	面談・実態調査（アンケート等）の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議	評価計画
4月	全校集会	カウンセラー面談（～7月）1年間 随時対応	校内研修1 未然防止と早期発見	第1回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会	年間計画作成
5月		面接週間(担任)			
6月		いじめに関するアンケート			
7月	夏季休業前集会	三者面談	校内研修2 アンケートへの対応	第2回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会	
8月	夏季休業後集会	三者面談			
9月	前期終業式 講話				中間評価
10月	学年集会	個人面談			報告
11月		いじめに関するアンケート			
12月	冬季休業前集会		校内研修3 アンケートへの対応	第3回学校適応・特別支援・いじめ防止対策委員会	
1月	冬季休業後集会				

2月					年間評価
3月	後期終業式				報告

VIII：評価と改善

- 1 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。
- 2 評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- 3 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

重大事態への対応



IX：付則

- (1) この「いじめ防止基本方針」は、平成27年9月1日より施行する。